

1. 耐震改修促進法の改正の主な内容(平成 25 年 5 月 29 日公布、同年 11 月 28 日までに施行)

○耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

【対象建築物】

- ・病院、店舗、旅館、学校などの大規模建築物
- ・地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の沿道建築物
- ・都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

2. 概要(緊急輸送道路等の沿道建築物)

①基本的な考え方

大阪府地域防災計画に定める広域緊急交通路は、災害時の応急活動（救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給）を迅速かつ確に実施するための道路であり、地震発生時に沿道建築物が倒壊して、道路を閉塞することがないように沿道建築物の耐震化を促進する。



②対象路線の考え方

広域緊急交通路の重点 14 路線のうち、広域的な観点から、優先して耐震化に取り組む路線として、以下に基づき耐震診断の義務化対象路線を指定する。(対象路線は右図のとおり)

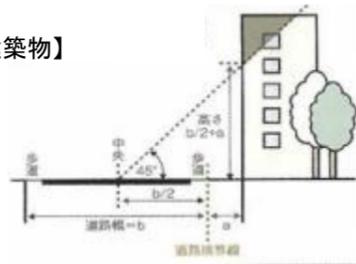
- ▶府内各地へ通じるメインルートとなる中央環状線
- ▶中央環状線から府域外へ通じる路線（府域外からの緊急物資、救助隊の受入れを考慮）
- ▶中央環状線の内側については、広域防災拠点や後方支援活動拠点に至る主要路線

③対象建築物

対象路線沿道にある昭和 56 年 6 月 1 日より前に着工した建築物であり、倒壊時に前面道路を閉塞させる可能性のある建築物

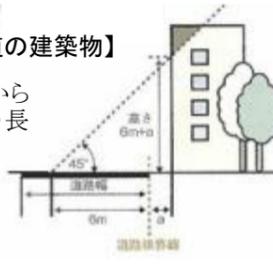
【12m を超える道路沿道の建築物】

高さが「道路幅員の 1/2 + 建物から道路境界線までの長さ」を超える建築物



【12m 以下の道路沿道の建築物】

高さが「6m + 建物から道路境界線までの長さ」を超える建築物



④耐震診断結果の報告期限等

優先して耐震化に取り組む路線については、重点 14 路線の橋梁耐震化が終了する時期（平成 30 年度予定）までに沿道建築物の耐震改修等の終了を目指す。このため、耐震診断結果の報告期限は平成 28 年 12 月 31 日とする。

⑤耐震化に係る支援

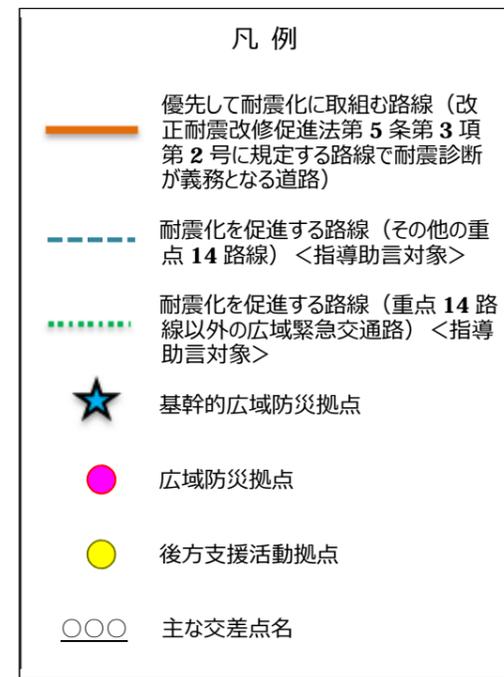
- 耐震診断補助 国 1/2、府 1/2、所有者 0※1
- 耐震改修補助
 (5000 m²以下) 国 1/5、府 1/6、所有者 19/30
 (5000 m²超) 国 1/10、府 1/12、所有者 49/60

※1 限度額を超える場合、自己負担が発生する可能性があります。
 ※ 国の負担割合は現時点で、平成 27 年度までの時限措置となっており、今後変更の可能性が有ります。

⑥所管行政庁の業務

- ・耐震診断結果の報告の受理、受理した報告の公表
- ・期限までに報告をしない所有者に対し報告命令
- ・耐震改修に係る指導、助言、指示 など

3. 広域緊急交通路(自動車専用道路を除く)における耐震化の取組み



耐震診断が義務となる建築物数は 635 件 (H24 年度末の調査件数)

